

高島平公衆喫煙所の開設について

改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の令和2年4月の全面施行に伴い、施設内における喫煙が制限されることで、路上等屋外での喫煙が増えることが懸念される。既存の開放型の喫煙場所では、望まない受動喫煙を防ぐことができないため、煙が外部に漏れない構造で空気清浄機能を備えたコンテナ型の公衆喫煙所を下記のとおり、開設・運営することとする。

記

1 施設概要

- (1) 名称 高島平公衆喫煙所
- (2) 移設日 令和2年2月8日
- (3) 開設予定日 令和2年3月2日（予定）
- (4) 場所 板橋区高島平八丁目2番地（区有地）
- (5) 利用可能時間 午前7時から午後8時まで
- (6) 定員 8名
- (7) 喫煙所仕様

敷地等	床面積	約9.3㎡
諸元	全長×全幅×全高	4,510mm×2,210mm×2,760mm
	重量	1,860kg
仕様	構造	軽量鉄骨ユニット構造（防火対応）
	空気清浄機能	タワー型集塵機2基

2 既設の開放型喫煙場所について

公衆喫煙所の開設にあわせて、既存の開放型喫煙場所は撤去する。

3 設置場所

板橋区高島平八丁目2番地

